

## Q セット販売割引に対する独占禁止法による規制のあり方は？

佐藤 佳邦

### 【全面自由化とセット販売割】

本年4月、電力の小売が全面自由化された。多くの事業者が、電気と他の商品を一括販売した場合に通常よりも料金を割引く、セット販売割引プラン（以下、セット割）を提供している。

一般に、セット割は競争を活性化させ、料金水準を低下させるなど需要家の利益となる。他方、市場で支配的立場を有するものが実施した場合など、その態様次第では競争者の事業活動が困難となり得る。そのため、電気とその他の商品のセット割にも、公正競争確保の観点から独占禁止法の規制が及び得る。

### 【セット販売割引と抱き合わせ規制の関係】

まず、セット割が公正競争との関係で問題になることを簡単な例で確認する。いま、事業者Aが製品Xと製品Yを販売し、事業者Bは製品Yのみを販売するとしよう。事業者Aが製品XとYのばら売りを行えば、消費者は両製品ともにAから購入することもできるし、製品XをAから、製品YをBからそれぞれ購入することもできる。

しかし、事業者Aがばら売りをしなければ、製品Xを需要する消費者はXとともにYもAから購入せざるを得ず、事業者BがYの市場から排除されかねない。このような事業者Aの行為は独禁法が禁ずる「抱き合わせ」（不公正な取引方法10項）として規制され得る。

では事業者Aがセット割を行う、つまりばら売りはするが、X・Y両方を自己から購入した消費者に対して割引をする場合はどうか。割引額次第では、事業者Bはやはり製品Yの市場からの退出を余儀なくされる。しかし、ばら売りをを行う以上、事業者Aが消費者に両製品の購入を強制しているとは言えず、抱き合わせとしての規制は難しい。

### 【不当廉売としての規制の課題】

そこで、セット割を「不当廉売」（独禁法2条9項3号など）として規制することが考えられる。不当廉売とは、商品とその原価未満の価格で販売すること（費用割れ販売）により、ライバル企業を排除することである。事実、本年3月改正の公取委＝経産省「電力適正取引ガイドライン」は、電力とその他の商品のセット割について、競争者排除のおそれがある場合には不当廉売に該当し得ると述べる。

しかし、不当廉売と、複数の製品が関係するセット販売割引には、以下のような重要な違いがある。不当廉売（費用割れ販売）は、本来はそれ自体が損失を生む不合理な行為であり、競争者を不当に排除する意図が推認される。しかし、セット割ではセット品を構成する商品のうち一方について費用割れでも、セット品全体で利潤を生んでいれば必ずしも不合理ではなく、そのような推認は働かない。

したがって、セット割を不当廉売と同一視し、機械的に一方の費用割れの有無だけから

違法性を判断すると、競争上問題ない正当なセット割をも誤って禁止しかねない。

**【米国での議論：セーフハーバーとしての割引総額充当テスト】**

セット割の独禁法による規制をめぐる議論が活発な米国では、不当廉売の判例法を参考にした「割引総額充当テスト」が提案されている。これは、競合品の実質価格（＝競合品の単品価格からセット販売による割引総額を差し引く）を当該競合品の費用と比較し、費用割れの有無を検証するものである。

ここで注意すべき点は、米国で同テストを提案するものの多く（司法省など）はこれを違法性判断基準そのものとは考えてはいないということである。むしろ、同テストは、独禁法上問題のないセット割を峻別する基準（セーフハーバー）と位置付けられている。つまり、実質価格が費用未満でもそれだけでは独禁法上違法とはならず、これに加えて、独禁法違反を主張する者が、当該セット割により競争に重大な悪影響が生じることも立証せねばならない。

**【創意に基づく事業活動を萎縮させないために】**

電力のセット割の独禁法による規制を検討する場合には、セット割を不当廉売と同一視できないことに鑑みれば、費用割れの事実のみから不当ないし違法と結論すべきではない。価格と費用の関係を参考にしつつも、それに拘泥せず、当該セット割が競争に与える悪影響を多面的に判断することが必要となる。また、セット販売が持つ競争促進的な側面に対する配慮も不可欠である。

一般に、低価格販売の規制は、企業努力による正常な価格競争をも萎縮させかねないため、慎重な対応を要する。自由化による電気料金低下への期待にも鑑みれば、電気のセット割にも同様の配慮が求められる。

電力中央研究所 社会経済研究所 事業制度・経済分析領域 主任研究員

佐藤 佳邦／さとう よしくに

2006年入所。専門は経済法。